

## 専門会合の構成員の変更について

(趣旨)

電力・ガス取引監視等委員会運営規程第6条第1項の規定に基づき電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の下に置かれている料金制度専門会合及び制度設計専門会合の構成員を変更することについて、ご審議いただく。

委員会の下に設置されている専門会合の構成員については委員及び専門委員の中から委員長が指名することになっている（委員会運営規程第6条第3項）。

今般、専門委員の辰巳菊子氏（公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 顧問）から料金制度専門会合及び制度設計専門会合の構成員を辞任したい旨の申出があった。

これを踏まえ、辰巳氏に代わって村上千里氏（同協会 環境委員長）に両専門会合に参画いただくこととし、以下のとおり、構成員を変更することとしたい。

### 変更後の専門会合構成員（案）

※敬称略。下線部は新たに追加指名する専門委員

#### 1. 料金制度専門会合

(座長) (専門委員)

山内 弘隆 一橋大学大学院経営管理研究科 特任教授

(委員)

北本 佳永子 EY新日本有限責任監査法人 シニアパートナー 公認会計士

圓尾 雅則 S M B C 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

(専門委員)

岩船 由美子 東京大学生産技術研究所 特任教授

男澤 江利子 有限責任監査法人トーマツ パートナー

梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員 会長

川合 弘造 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

東條 吉純 立教大学法学部 教授

華表 良介 ボストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター&パートナー

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

村上千里 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 環境委員長

## 2. 制度設計専門会合

(座長) (委員)

稲垣 隆一 稲垣隆一法律事務所 弁護士

(委員)

林 泰弘 早稲田大学大学院 先進理工学研究科 教授

圓尾 雅則 S M B C 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

(専門委員)

安藤 至大 日本大学 経済学部 教授

岩船 由美子 東京大学 生産技術研究所 特任教授

大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科 教授

草薙 真一 兵庫県立大学 国際商経学部 教授

新川 麻 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

武田 邦宣 大阪大学大学院 法学研究科 教授

松村 敏弘 東京大学 社会科学研究所 教授

村上 千里 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・  
相談員協会 環境委員長

山内 弘隆 一橋大学大学院 経営管理研究科 特任教授

以上

(参考) 電力・ガス取引監視等委員会運営規程 (平成 27 年 9 月 1 日 20150901 電委第 7 号) (抄)

(専門会合の設置等)

第 6 条 委員会は、委員会の下に専門会合を置くことができる。

2 専門会合は、委員会の求めに応じ、専門の事項について調査審議を行い、その結果を委員会に報告することとする。

3 専門会合は、委員及び専門委員の中から委員長が指名した者により構成する。

4 専門会合の座長は委員長が指名し、当該専門会合の座長は、当該専門会合の事務を掌理する。

5 専門会合の座長に事故があるときは、当該専門会合に属する構成員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

6 専門会合の座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該専門会合の下にワーキング・グループを置くことができる。

7 第 2 項から第 5 項までの規定は、ワーキング・グループに準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「専門会合」と、「専門会合」とあるのは「ワーキング・グループ」と読み替えるものとする。